平成29年９月29日
（金曜日）

北海道教育委員会公報

第6195号

目　　次

教育委員会規則
○北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則……１
○学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……２
告示
○平成29年度北海道教育功績者の表彰について……２
○道指定天然記念物の指定について……３
通達・通知
○旧双葉幼稚園園舎に係る重要文化財の指定について……３

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第14号）

１　趣旨

地方公務員法及び学校教育法施行規則の改正に鑑み、新たな職の設置その他規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

(1) 地方公務員法に基づく職務給原則を徹底するため、職務と責任に応ずる新たな職として、道立学校に必要に応じて、専門主任主事、指導専門員、指導主任看護師又は指導主任准看護師を置くとともに、その職務を定めることとした（第６条関係）。

(2) 道立学校に必要に応じて置くこととしていた専門主任及び業務主任の職を廃止することとした（第６条関係）。

(3) 学校教育法施行規則の改正に伴い、事務長の職務を改めることとした（第６条関係）。

３　施行期日

この教育委員会規則は、事務長の職務に係る改正規定を除き、平成30年４月１日から施行し、事務長の職務に係る改正規定は、公布の日から施行することとした。

◆学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第15号）

１　趣旨

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う北海道立特別支援学校のうち、福祉型障害児入所施設に併設する分校の通学区域を改めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

福祉型障害児入所施設に併設する北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校、北海道余市養護学校しりべし学園分校、北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校、北海道七飯養護学校おしま学園分校及び北海道紋別養護学校ひまわり学園分校の通学区域について、それぞれ、当該施設に入所している者に、当該分校の本校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるものを加えることとした（別表第３関係）。

３　施行期日

この教育委員会規則は、平成30年４月１日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年９月29日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

北海道教育委員会規則第14号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「専門主任」を「専門主任主事」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「必要に応じ、」の次に「指導専門員又は」を加え、同項を同条第３項とし、同条第５項中「必要に応じ」の次に「、指導主任看護師」を、「主任看護師」の次に「、指導主任准看護師」を加え、同項を同条第４項とし、同条第６項中「専門主任」を「専門主任主事」に、「業務主任」を「指導専門員」に改め、「専門員」の次に「、指導主任看護師」を、「主任看護師」の次に「、指導主任准看護師」を加え、同項を同条第５項とし、同条第７項中「し、その他事務をつかさどる」を「する」に改め、同項を同条第６項とし、同条中第８項を第７項とし、第９項を第８項とし、同項の次に次の１項を加える。

９　専門主任主事は、上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任主事等の指導等に関する事務に従事する。

第６条中第10項を削り、第11項を第10項とし、同項の次に次の１項を加える。

11　指導専門員は、上司の命を受け、担任の学校栄養に関する専門的業務に従事するとともに、専門員等の指導等に関する事務に従事する。

第６条中第12項を削り、第14項を第15項とし、第13項を第12項とし、同項の次に次の２項を加える。

13　指導主任看護師は、上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に従事するとともに、主任看護師等の指導等に関する事務に従事する。

14　指導主任准看護師は、上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に従事するとともに、主任准看護師等の指導等に関する事務に従事する。

附　則

この教育委員会規則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第６条第７項の改正規定（「し、その他事務をつかさどる」を「する」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年９月29日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

北海道教育委員会規則第15号

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第３北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校の項中「入所している者」の次に「及び北海道札幌伏見支援学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの」を加え、同表北海道余市養護学校しりべし学園分校の項中「入所している者」の次に「及び北海道余市養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの」を加え、同表北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校の項中「入所している者」の次に「及び北海道平取養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの」を加え、同表北海道七飯養護学校おしま学園分校の項中「入所している者」の次に「及び北海道七飯養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの」を加え、同表北海道紋別養護学校ひまわり学園分校の項中「入所している者」の次に「及び北海道紋別養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの」を加える。

附　則

この教育委員会規則は、平成30年４月１日から施行する。

告　　示

北海道教育委員会告示第46号

北海道教育功績者表彰規則（昭和28年北海道教育委員会規則第９号）に基づき、次の者を平成29年度北海道教育功績者として表彰する。

表彰式は、平成29年12月21日（木）札幌市（ホテルライフォート札幌）において行う。

平成29年９月29日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

岩見沢市立緑中学校長　河　原　政　志

北海道札幌養護学校長　藤　根　　収

函館市立神山小学校長	山　田　幸　俊
函館市立本通中学校長	毛　利　繁　和
厚沢部町立厚沢部小学校長	小助川　　浩
鷹栖町立鷹栖小学校長	澤　井　陽　一
旭川市立北星中学校長	岩　田　俊　二
帯広市立帯広第一中学校長	笹　木　卓　三
釧路市立中央小学校長	大　山　稔　彦
浜中町教育委員会委員	栗　本　英　彌

北海道教育委員会告示第47号

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第31条第１項の規定により、別記の天然記念物を北海道の天然記念物に指定した。

平成29年９月29日

北海道教育委員会教育長　柴　田　達　夫

別記

１　名　　称　ホベツアラキリュウ化石
２　員　　数　化石440点（歯１点、椎骨46点（頸椎10・胴椎34・仙椎２）、肋骨93点、肩帯７点、腰帯６点、肢骨30点、指骨82点、胃石４点、骨片171点）
３　指定年月日　平成29年９月29日
４　規　　模　体長　およそ８ｍ
５　所　在　地　勇払郡むかわ町穂別80番地６（むかわ町穂別博物館）
６　所　有　者　むかわ町
７　指定の事由
(1) 指定基準
北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第57条及び別表第８「道指定史跡名勝天然記念物指定基準」天然記念物の部
次に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、自然を記念するもの
３　地質鉱物
（12）特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
(2) 指定理由
ホベツアラキリュウ化石は約8,300万～8,100万年前の、海棲大型爬虫類の化石である。昭和50年に地元住民により発見され、平成元年に日本で最初に古生物学的記載がなされ、北海道で初めて全身骨格が復元された長頸竜で、発見者の名前から「ホベツアラキリュウ」と命名された。当時の生態系解明に大きく貢献し、学術的価値が高いだけでなく、町立博物館設立の契機となり、「ホッピー」の愛称で、むかわ町穂別の町民に親しまれている化石としても価値が高い。

通　達　・　通　知

教文博第1820号
平成29年９月29日

各　教　育　局　長
各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育委員会教育長

旧双葉幼稚園園舎に係る重要文化財の指定について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第１項の規定により、別記のとおり重要文化財に指定されたので、通知します。

（生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ）

別記

種　　別	重要文化財（建造物）
名　　称	旧双葉幼稚園園舎（きゅうふたばようちえんえんしゃ）
員　　数	１棟
所　有　者	宗教法人日本聖公会（せいこうかい）北海道教区
所　在　地	北海道帯広市東４条南10丁目９番地
年　　代	大正11年
指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第２号）建造物の部重要文化財の（一）「意匠的に優秀なもの」及び（三）「歴史的価値の高いもの」による。
特徴・評価	旧双葉幼稚園園舎は、大正11年に、当時の保育者臼田梅の考案をもとに建てられたとされる木造園舎である。正方形平面の園舎の中央に八角形平面の遊戯室を置き、その四方に保育室を接続する。遊戯室は、周囲に高窓を設けた天井の高い吹き抜け空間とし、ドーム屋根をのせる。 旧双葉幼稚園園舎は、近代における幼稚園園舎の基本計画のひとつである遊戯室中心の平面をもち、大正期に建てられた園舎として希少である。またその外観は、球形、四角形、三角形などの基本図形を用いた明快かつ独創的な意匠でまとめており、わが国における幼稚園建築の発展を理解する上で、高い価値を有している。
指定年月日	平成29年７月31日（文部科学省告示第101号）